

令和6年度 第1回「島根県幹線道路協議会交通渋滞対策部会」

議事概要

1. 日時 令和6年8月26日(月) 13:30～15:00

2. 場所 国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所 大会議室

3. 出席者

別紙のとおり

4. 議事

別紙のとおり

5. 議事概要

- ・主要渋滞箇所の山代(ホック前)交差点、浜田バイパス東口交差点、萩・石見空港入口交差点の3箇所について、特定解除の了承をいただいた。
- ・TDM施策について、取り組みエリアを「出雲郷東交差点～松江駅」から松江都市圏全域に拡大したことを共有した。

6. 委員からの主な意見

- ・TDM施策について、今年度より取り組みエリアを拡大するのであれば、NEXCOの平日朝夕割引などで、高速道路利用料金がお得になることもPRに入れて「経路の変更」をお願いするのはどうか。また、集中実施期間を、延ばすという考えはあるのか。

<事務局回答>

関係機関と協議し、今後検討していきたい。また、集中実施期間については、効果を検証するために期間を2週間と限定して実施しているが、期間が適正か否かについても今後効果検証を踏まえ、検討していきたい。

- ・道路の開通によって、交通状況の変化があった場合、新たな渋滞箇所の掘り起こしや、主要渋滞箇所への新規追加など、行うことがあるのか。

<事務局回答>

まずは既存の主要渋滞箇所の解消に取り組んでいくが、交通状況の変化により新たな渋滞箇所が確認された場合は、渋滞状況を確認した上で対応を検討していきたい。

- ・松江地区の上乃木三差路交差点が未対策なのは、なぜか。また、松江地区の主要渋滞箇所の多くが、「松江北道路」が対策内容となっているが、供用まで時間がかかるのではないか。それまではその他の対策は何も実施しないということか。

<事務局回答>

上乃木三差路交差点を含む各主要渋滞箇所についてピンポイント渋滞対策の検討は行っているが、効果的な対策内容の策定までには至っていない。

今後松江北道路の整備を進めつつ、引き続きETC2.0プローブデータなどを活用しながらピンポイント渋滞対策の検討を行う。

令和6年度 第1回島根県幹線道路協議会 交通渋滞対策部会

日時：令和6年8月26日（月）13:30～

場所：国土交通省 松江国道事務所 大会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議 事

(1)規約の改正

(2)これまでの検討状況

【報告事項】

(3)渋滞対策の実施状況

【報告事項】

(4)主要渋滞箇所のフォローアップ

【報告事項】

(5)渋滞対策の効果検証

【報告事項】

(6)主要渋滞箇所の特定解除

【議 論】

(7)ピンポイント渋滞対策の検討

【報告事項】

(8)松江都市圏におけるTDM施策

【報告事項】

(9)観光地における渋滞対策

【報告事項】

(10)意見交換

4. 閉会

◇配布資料◇

◆出席者名簿

◆部会規約（案）

◆資料1

◆資料2

令和6年度 第1回 島根県幹線道路協議会 交通渋滞対策部会
出席者名簿

所属等	氏名	代理出席者等
国土交通省中国地方整備局		
◎ 企画部 広域計画課長	佐々田 敬久	欠席
道路部 道路計画課長	亀岡 敬和	(代理) 課長補佐 和田 康正
道路部 地域道路課長	安部 学	出席
道路部 交通対策課長	伊藤 等	欠席
◎ 松江国道事務所長	三浦 倫秀	出席
浜田河川国道事務所長	中野 崇	出席
国土交通省中国運輸局		
交通政策部 環境・物流課長	大林 元	欠席
島根運輸支局 首席運輸企画専門官	鬼村 まり子	(代理) 運輸企画専門官 畠中 岳
西日本高速道路株式会社		
中国支社 総務企画部 企画調整課長	阪本 良夫	(代理) 企画調整課長代理 森 圭右
島根県警察本部		
交通部 交通規制課長	野坂 保則	出席
交通部 交通管制センター長	姥 欣彦	出席
島根県		
◎ 土木部 道路維持課長	実原 哲也	(代理) 課長補佐 中村 裕大
○ 土木部 道路建設課長	柁 敦司	出席
土木部 高速道路推進課長	米原 久人	出席
土木部 都市計画課長	神田 孝	(代理) 係長 三代 喜弘
松江市		
まちづくり部 部長	石本 章	(代理) 交通政策課 バス交通係長 渡部 徹
出雲市		
都市建設部 部長	三代 正幸	出席
(公社) 島根県トラック協会		
専務理事	山根 健治	出席
(一社) 島根県旅客自動車協会		
専務理事	秦 日出海	出席
(公社) 島根県観光連盟		
専務理事	松本 修吉	出席

◎ : 部会長 ○ : 副部会長

島根県幹線道路協議会 交通渋滞対策部会規約

(名称)

第1条 本会は、「島根県幹線道路協議会交通渋滞対策部会」（以下部会と言う）と称する。

(設置)

第2条 部会は、「島根県幹線道路協議会」規約第3条第4項による「部会」に位置する。

(目的)

第3条 部会は、島根県における総合的な渋滞対策を推進することを目的とする。

(所掌事務)

第4条 部会は、前条の目的を達成するために次の事項について検討する。

- (1) 渋滞対策プログラムの策定に関すること。
- (2) 実施に当たっての連絡調整。
- (3) その他、本会の目的に必要なと認められる事項。

(組織)

第5条 部会は、別表に掲げる委員により構成するものとする。

(役員)

第6条 部会は、次の委員を置く。

部会長 1名（国土交通省松江国道事務所長）

副部会長 1名（島根県土木部道路建設課長）

2. 部会長は部会を代表し、会務を総括する。副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故のあるときは、この任務を代行する。

(運営)

第7条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第8条 事務局は、島根県土木部道路建設課、国土交通省松江国道事務所計画課及び管理第二課並びに同省浜田河川国道事務所調査設計課及び道路管理課とする。

(付則)

この規約は平成5年6月8日から施行する。

この規約は平成6年8月23日から施行する。

この規約は平成7年12月19日から施行する。

この規約は平成16年5月7日から施行する。

この規約は平成24年7月26日から施行する。

この規約は平成25年6月28日から施行する。

この規約は平成26年9月8日から施行する。

この規約は平成28年7月28日から施行する。

この規約は平成29年7月28日から施行する。

この規約は令和元年8月6日から施行する。

この規約は令和4年8月22日から施行する。

この規約は令和6年8月26日から施行する。

(別表)

島根県幹線道路協議会交通渋滞対策部会名簿

所 属 名	役 職 名	備 考	
中国地方整備局 企画部 道路部	広域計画課長 道路計画課長 地域道路課長 交通対策課長	部会長	
松江国道事務所	所長		
浜田河川国道事務所	所長		
中国運輸局 交通政策部 島根運輸支局	環境・物流課長 首席運輸企画専門官		
西日本高速道路株式会社 中国支社	企画調整課長		
島根県警察本部 交通部	交通規制課長 交通管制センター長		
島根県 土木部	道路維持課長 道路建設課長 高速道路推進課長 都市計画課長		副部会長
松江市 まちづくり部	部長		
出雲市 都市建設部	部長		
(公社) 島根県トラック協会	専務理事		
(一社) 島根県旅客自動車協会	専務理事		
(公社) 島根県観光連盟	専務理事		